

岩出市こども家庭センターの設立について

【事業目的】

令和5年4月1日からこども家庭庁（厚生労働省、内閣府、文部科学省の一部）が開庁します。

新生児、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援を実施することを目的としています。

令和6年4月1日から児童福祉法及び母子保健法が改正予定となり、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置となります。

それに伴い、岩出市は国が求める設置期限より1年早く、妊娠から切れ目のない子育て支援を充実させることを目的に、「こども家庭センター」を設置します。

「こども家庭センター」のイメージ

